

令和元年5月 県土整備委員会（所管事項説明）

令和元年5月23日（木）

〔委員会の概要 県土整備部関係〕

岡委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時44分）

これより、県土整備部関係の調査を行います。

この際、県土整備部関係の所管事務について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【所管事項及び重点事業の説明】（説明資料）

【報告事項】

- 令和元年度入札・契約制度の改正及び運用の改善について（資料1）

北川県土整備部長

それでは、県土整備部関係の所管事務につきまして、御説明申し上げます。

最初に、県土整備部の組織及び機構について御説明申し上げます。

資料の1ページから2ページに記載しておりますとおり、県土整備部は、県土整備政策課など14課、横断道・幹線道路用地推進センター、東部県土整備局で構成されております。

3ページを御覧ください。

続きまして、県土整備部の予算について説明いたします。

県土整備部の令和元年度当初予算につきましては、骨格予算であることから、義務的経費や継続的経費などを中心に計上しております。

なお、公共事業予算については、補正予算を含む15か月型・県土強<sup>じん</sup>靱化予算として編成し、全額を当初予算に計上しております。

表の下から3段目、計の欄を御覧ください。

左から2列目の令和元年度当初予算額欄に記載しておりますとおり、県土整備部合計で635億9,181万4,000円を計上しており、前年度当初予算に比べますと107.6パーセントとなっております。

4ページをお開きください。

特別会計につきましては、公用地公共用地取得事業など四つの特別会計で、最下段の左から二つ目の令和元年度当初予算額欄に記載のとおり、合計84億6,456万5,000円を計上しております。

5ページを御覧ください。

継続費の状況でございます。

一般会計で、道路整備課の所管する落合2号トンネル新設事業と京田トンネル新設事業、都市計画課の所管する末広住吉高架橋上部工架設事業について、合計41億円の継続費を設定しております。

6 ページをお開きください。

繰越明許費の状況でございます。

一般会計は、総額で314億4,084万3,000円、特別会計は2会計で、それぞれ記載のとおり、さきの県議会2月定例会において、御承認いただいたところです。

これらの事業につきましては、早期の完成に向け、鋭意取り組んでいるところでございます。

7 ページを御覧ください。

このページから8ページにかけては、債務負担行為の状況でございます。

徳島県土地開発公社の開発事業資金債務保証など、それぞれ記載しました限度額の債務負担行為を設定しております。

9 ページを御覧ください。

地方債の状況でございます。

公用地公共用地取得事業など三つの特別会計で、事業の推進のため、それぞれ記載の限度額の県債を充てることとしております。

10ページをお開きください。

県土整備部の重点事業でございます。

県土整備部におきましては、県土強<sup>じん</sup>靱化の推進と魅力あふれる地方の創生を二つの柱といたしまして、主要施策を展開することとしております。

まず、第1、県土強<sup>じん</sup>靱化の推進でございます。

1、水害・土砂災害対策として、近年、頻発・激甚化する豪雨災害などを踏まえ、吉野川、那賀川の無堤地区における堤防整備や早明浦ダムの治水機能の増強、長安口ダムの長期的堆砂対策など浸水被害の軽減を図る治水対策を実施するとともに、土石流や地すべりを防止する工事の実施、I o T雨量計を設置して、住民等の適切な避難行動を促進するなど、ハード・ソフト一体で命を守る土砂災害対策を推進してまいります。

2、地震・津波対策として、南海トラフ巨大地震などに備え、堤防、橋梁<sup>りょう</sup>などの耐震補強や災害時における道路の早期啓開及び孤立解消に資する命の道の整備を進めてまいります。

11ページを御覧ください。

木造住宅の耐震化やブロック塀の安全対策を進めるとともに、都市公園の防災機能を強化してまいります。

3、事前復興に資する取組強化として、大規模災害の発生に備え、応急仮設住宅用地の確保に努めてまいります。

4、成長戦略に資する基盤整備として、四国8の字ネットワークをはじめとする高速道路等の整備を促進するとともに、津田木材団地のリノベーションを図るため、新たな企業用地を確保するための用地造成を進めてまいります。

12ページをお開きください。

5、インフラの戦略的維持管理として、インフラの点検において、I o T等を活用し、効率的な維持管理を進めるとともに、公共施設等総合管理計画に基づく長寿命化対策を進めてまいります。

6、地域の安全・安心を支える「建設産業」の健全な発展として、県内企業への優先発

注や公共工事の適正な施工体制の確保、ゼロ県債も含めた債務負担行為の活用などによる施工時期の平準化に努めるとともに、建設産業の生産性向上と担い手の確保・育成に取り組んでまいります。

13ページを御覧ください。

次に、第2、魅力あふれる地方の創生でございます。

まず、1、「ゲートウェイとくしま」の推進として、空港を核とした国内外との交流拡大に向け、国際線の就航や国内路線の拡充を図るとともに、クルーズ客船の寄港拡大に向け、効果的なポートセールスを実施してまいります。

次に、2、地域公共交通の利用促進として、世界初のDMV導入に向け、車両製作や駅舎改築工事に取り組むとともに、公共交通ネットワークの維持・充実を図るため、公共交通の利便性向上や利用促進に向けた施策を実施してまいります。

14ページをお開きください。

3、移住・定住を促す快適な生活環境の整備として、移住者の住まいなどに利用する空き家のリノベーションに対して支援を行うとともに、総合的な生活排水対策を推進してまいります。

最後に、4、国際スポーツ大会等を見据えた基盤整備として、東京オリンピック・パラリンピックやワールドマスターズゲームズなどの開催を見据え、公園内の施設整備を進めてまいります。

以上で、総括的な説明を終わらせていただきます。

続きまして、各課長及び所長から、それぞれの所管事務について、重点事業を中心に簡潔に説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

#### 木下県土整備政策課長

県土整備政策課の所管事務につきまして、説明いたします。

着座にて、説明させていただきます。

説明資料の16ページをお開きください。

組織につきましては、記載のとおりでございます。

事務分掌につきましては、17ページに記載のとおりでございます。

18ページをお開きください。

予算関係につきましては、2から6に記載のとおりであります。

19ページを御覧ください。

重点事業につきましては、公共事業の一層の透明性を確保し、これまで以上に事業の重点化・効率化を図るために、公共事業評価制度を積極的に運用するとともに、官民協働での事業展開として、土木施設アドプト支援事業を推進してまいります。

以上で、県土整備政策課の所管事務についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

#### 神原建設管理課長

着座にて、建設管理課の所管事務の概要につきまして、御説明を申し上げます。

説明資料の21ページをお開きください。

まず、組織でございますが、記載いたしておりますとおり4担当で、各担当の事務分掌につきましては、22ページに記載のとおりでございます。

次に、23ページをお開きください。

予算関係につきましては記載のとおりでございます。

次に、24ページを御覧ください。

7、重点事業でございますが、公共事業の安定的確保と県内企業への優先発注の推進につきましては、公共事業の安定的な確保に努めるとともに、県内企業への優先発注を推進してまいります。

また、入札・契約制度改正と適正な施工体制の確保につきましては、入札・契約制度の見直しを行うとともに、公共工事における適正な施工体制の確保に向けた取組を推進してまいります。

次に、公共工事の適切な工期の設定と施工時期の平準化につきましては、適切な工期の設定や施工時期の平準化に努め、建設産業の経営基盤の安定・強化と働き方改革の実現を図り、公共工事の品質確保とその担い手の中・長期的な確保・育成につなげてまいります。

さらに、建設産業の生産性向上と担い手の確保・育成につきましては、ICTの活用により建設現場の生産性向上を目指す取組であるi-Constructionを推進するとともに、魅力・やりがいを発信し、担い手の確保・育成に取り組んでまいります。

以上で、建設管理課の所管事務の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

#### 多田用地対策課長

続きまして、用地対策課の所管事項の概要につきまして、着座にて説明させていただきます。

説明資料26ページをお開きください。

組織については、記載のとおりでございます。

事務分掌につきましては、27ページに記載のとおりでございます。

28ページをお開きください。

(1) 一般会計、(2) 特別会計としまして、それぞれ額を計上いたしております。

次に、29ページを御覧ください。

4、繰越明許費につきましては、記載の額につきまして御承認いただいております。

5、債務負担行為につきましては、それぞれ記載の額を限度額といたしまして設定しております。

30ページをお開きください。

6、地方債につきましては、公共用地取得事業を推進するため、記載の額を限度額といたしまして、県債を充てることといたしております。

7、重点事業でございます。

(1) 公共用地の取得の推進としまして、公共事業の円滑な推進を図るため、用地取得を積極的かつ計画的に進めてまいります。

(2) 土地の有効利用の推進としまして、土地売買等の届出の審査や基準地価格の調査

公表等を通じまして、土地の有効利用と適正な地価の形成を図ってまいります。

以上で、用地対策課の所管事務の説明を終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

#### 小津高規格道路課長

それでは、高規格道路課の所管事務の概要につきまして、着座にて御説明申し上げます。

説明資料32ページをお開きください。

当課の組織につきましては、記載のとおり、道路企画担当、高速道路担当、新直轄・幹線道路担当の3担当、職員20名でございます。

33ページを御覧ください。

事務分掌につきましては、記載のとおりでございます。

34ページをお開きください。

予算関係につきましては、2から6に記載のとおりでございます。

重点事業につきましては、36ページに記載しております。

まず、道路整備に係る総合的な企画・調整といたしまして、環境の変化に対応し、防災・減災対策などの様々な要望に応えるため、国道、県道に関する総合的な企画及び調整を行うこととしております。

また、高速道路の整備促進といたしまして、四国横断自動車道徳島ジャンクションから阿南インターチェンジ間につきましては、用地取得や工事を促進することとし、徳島自動車道につきましては、付加車線設置事業の早期完成及び全線4車線化の実現に向け、国等への提言を行ってまいります。

次に、地域高規格道路の整備促進といたしまして、桑野道路及び福井道路につきましては、用地取得を促進するとともに、海部野根道路につきましては、円滑な事業促進を図ってまいります。

また、四国8の字ネットワークをはじめとする高速道路等の早期整備に向け、関係市町等と連携し、国等への提言を行ってまいります。

さらに、本州四国連絡高速道路、神戸淡路鳴門自動車道に関する事業といたしまして、更なる利用増進が図られるよう、関係府県市等と連携し国等への提言を行ってまいるとともに、利用促進策の展開により、地域間交流の促進を図ってまいります。

以上で、高規格道路課の所管事務の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

#### 川口道路整備課長

道路整備課の所管事務の概要につきまして、着座にて御説明をさせていただきます。

説明資料38ページをお開きください。

当課の組織につきましては、記載のとおりでございます。

次に、説明資料39ページから40ページを御覧ください。

当課の事務分掌につきましては、記載のとおりとなっております。

次に、説明資料41ページを御覧ください。

令和元年度歳入歳出予算でございますが、記載のとおりでございます。

次に、42ページをお開きください。

継続費の状況でございますが、記載のとおり継続費を設定させていただいております。

次に、43ページを御覧ください。

繰越明許費の状況でございますが、記載のとおり御承認いただいております。

次に、44ページを御覧ください。

債務負担行為の状況でございますが、それぞれ限度額につきまして記載のとおり設定をさせていただいております。

続きまして、45ページをお開きください。

重点事業でございます。

（1）道路改築事業では、主要道路の改良、橋梁<sup>りょう</sup>の整備等を行い、交通安全及び地域経済の発展に寄与するよう推進に努めております。

次に、（2）緊急地方道路整備事業では、国の交付金により、社会資本の整備その他の取組に関する計画に基づいて、道路の改良、橋梁<sup>りょう</sup>等の整備などを実施しております。

次に、（3）道路局部改良事業では、国庫補助事業と組み合わせて道路改築を行うほか、国庫補助の対象とならない箇所では線形不良等により交通の障害となっている区間の解消に努めております。

次に、（4）交通安全対策事業では、交通弱者の安全と道路交通の円滑化を図り、交通事故抑止のため交通安全施設の整備を推進しており、特に通学路等の交通安全の確保を重点的に実施しております。

最後に、（5）橋梁<sup>りょう</sup>修繕事業では、橋梁<sup>りょう</sup>の良好な維持を図るため、小規模橋梁<sup>りょう</sup>の老朽化対策等を実施しております。

道路整備課の所管事務につきましては、以上でございます。

よろしく願い申し上げます。

#### 戎井横断道・幹線道路用地推進センター所長

続きまして、横断道・幹線道路用地推進センターの所管事務の概要につきまして、着座にて御説明申し上げます。

お手元の説明資料47ページをお開きください。

まず、当センターの組織でございます。

記載のとおり、用地担当が2担当、職員14名で所管事務を行っております。

各担当の事務分掌につきましては、48ページに記載のとおりでございます。

次に、49ページを御覧ください。

予算関係についてでございますが、当センターは記載のとおり該当ございません。

続きまして、7、重点事業でございます。

四国横断自動車道徳島ジャンクションから阿南インターチェンジ及び阿南安芸自動車道（桑野道路・福井道路）の早期整備を図るため、関係機関と連携を密にし、用地取得を積極的に推進してまいります。

以上でございます。

よろしく願いします。

森都市計画課長

それでは都市計画課の所管事務の概要について、着座にて御説明を申し上げます。  
説明資料50ページをお開きください。

まず、組織でございますが、51ページに記載のとおり、3担当、21名でございます。  
各担当の事務分掌につきましては、52ページに記載のとおりでございます。

53ページを御覧ください。

令和元年度歳入歳出予算につきましては記載のとおりでございます。

54ページを御覧ください。

継続費の状況でございます。

継続費につきましては、記載のとおりでございます。

4の繰越明許費についてでございます。

2月議会におきまして、御承認いただいております。

55ページを御覧ください。

5の債務負担行為につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、7、重点事業についてでございます。

まず、（1）は街路事業でございますが、都市基盤となる道路網の整備を図り、都市内の交通混雑の解消などにつながる市街地の形成に資するため、徳島東環状線等の放射・環状線道路について重点的に促進することといたしております。

（2）鉄道高架事業でございます。

都市交通の円滑化や一体的なまちづくり、防災機能の強化に大きな効果が期待できることから、その推進に努めているところであります。

（3）公園整備事業でございます。

県民がのびのびと心豊かな生活が送れることを目指し、鳴門総合運動公園をはじめとする県営都市公園の施設の充実を図ってまいります。

（4）応急仮設住宅用地対策事業でございます。

大規模災害の発生に備え、平時から被災後を想定し、応急仮設住宅用地の確保に努めてまいります。

以上で、都市計画課の所管事務につきまして、説明を終わらせていただきます。

谷本県土整備部副部長

続きまして、住宅課及び建築指導室の所管事務の概要について、着座にて御説明申し上げます。

説明資料の57ページをお開きください。

組織につきましては、記載のとおりでございます。

事務分掌につきましては、58ページ、59ページに記載のとおりでございます。

60ページをお開きください。

本年度の歳入歳出予算につきましては60ページに、また、繰越明許費の状況につきましては、61ページに記載のとおりでございます。

次に、62ページをお開きください。

重点事業でございます。

まず、(1)県営住宅建設等事業として、良質な住環境や高齢社会に対応した住宅ストックの形成を図るため、大規模改修工事を実施するとともに、(2)居住環境の整備事業として、景観、環境、安全等、地域固有の問題に対応した整備を推進してまいります。

(3)長寿社会対応施策の推進事業として、高齢者が安心して暮らせる住まいづくり等を推進するとともに、(4)木造住宅の耐震化促進事業を積極的に促進してまいります。

(5)建築基準法及び建築物の耐震改修の促進に関する法律等を適正に施行することによりまして、建物の安全性等の確保を図るとともに、(6)宅地建物取引業の育成指導として、不動産の取引の公正を確保するための施策等を実施することにより、不動産業の健全な発展を促進してまいります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

#### 銚田県土整備部次長

営繕課の所管事務の概要につきまして、着座にて御説明申し上げます。

説明資料64ページをお開きください。

まず、組織につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

次の65ページを御覧ください。

事務分掌につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

次の66ページを御覧ください。

本年度の予算でございますが、2から6に記載のとおりでございます。

次に重点事業についてでございますが、67ページに記載しております。

(1)は、効率的な工事の執行であります。

工事の執行に当たりましては、各事業主管課と早期から協議を行い、各施設の特性に合わせた工期の設定など適正な工事の執行に努めてまいります。

(2)は、耐震診断及び耐震改修の促進であります。

とくしまゼロ作戦課及び各事業主管課と密接に連携して、計画的かつ効果的な耐震改修の促進に努めてまいります。

(3)は、庁舎等公用・公共施設の長寿命化対策の推進であります。

管財課及び各事業主管課と密接に連携を図り、庁舎等公用・公共施設の長寿命化対策の推進に努めてまいります。

以上で、営繕課の説明を終わらせていただきます。

よろしく願いします。

#### 赤堀河川整備課長

続きまして、河川整備課の所管事務につきまして、着座にて説明させていただきます。

お手元の説明資料の69ページをお開きください。

組織及び事務分掌の組織図でございますが、記載のとおりでございます。

70ページを御覧ください。

事務分掌につきましては、記載のとおりでございます。



続きまして、71ページの2、令和元年度歳入歳出予算の総括から74ページの地方債の状況まで、予算関係につきましては記載のとおりでございます。

74ページの重点事業でございますが、（1）は、治水機能の向上及び河川環境の改善を図るため、広域河川改修事業等を実施してまいります。

（2）は、災害の未然防止を図るため、地震・高潮対策河川事業を実施してまいります。

（3）は、河川特殊改良事業でございます。

国庫補助事業採択基準外の工事で、災害の未然防止を図るため、計画的に河川の改良工事を実施してまいります。

（4）の海岸保全事業は、侵食の著しい海岸の保全や、津波又は高潮発生時における人命の防護を図るため、海岸侵食対策事業、津波・高潮危機管理対策緊急事業を実施してまいります。

以上で、河川整備課の所管事務についての御説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

#### 新瀨流域水管理課長

流域水管理課の所管事務につきまして、着座にて御説明申し上げます。

説明資料の76ページをお開きください。

組織及び事務分掌の組織図につきましては、2担当、職員13名で事務を行っており、事務分掌につきましては、77ページを御覧ください。

次に、78ページの歳入歳出予算の総括でございます。

一般会計予算につきましては、記載のとおりでございます。

次に、繰越明許費の状況と債務負担行為の状況につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

続きまして、80ページの重点事業でございますが、（1）といたしまして、徳島県治水及び利水等流域における水管理条例に基づき、適正な水管理を推進してまいります。

（2）としまして、直轄管理区間における無堤地区の解消など国や関係機関と連携し、推進してまいります。

（3）として、適切なダム管理に努めてまいります。

最後に（4）といたしまして、限られた水資源の有効活用を図ってまいります。

以上で、流域水管理課の所管事務についての御説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

#### 山名砂防防災課長

続きまして、砂防防災課の所管事務につきまして、着座にて御説明申し上げます。

説明資料の82ページをお開きください。

組織につきましては、記載のとおり3担当、14名でございます。

83ページを御覧ください。

事務分掌につきましては、記載のとおりでございます。

84ページをお開きください。

予算関係につきましては、このページから86ページに記載のとおりとなっております。  
次に、87ページを御覧ください。

重点事業でございます。

（1）通常砂防事業につきましては、流域における荒廃地域の保全及び土石流危険溪流等における土砂災害を防止するため、砂防堰堤等の工事を実施してまいります。

（2）地すべり対策事業につきましては、人家、公共施設に被害が及ぶおそれの大きい地区等において、横ボーリング、水路工等の工事を実施してまいります。

（3）急傾斜地崩壊対策事業につきましては、急傾斜地の崩壊による災害から人命等を保護するため、擁壁工等の工事を実施してまいります。

最後に、（4）総合流域防災事業につきましては、既存の砂防施設の緊急改築や住民等の適切な避難行動を促進するなど、ハード・ソフト一体で土砂災害対策を実施してまいります。

以上で、砂防防災課の所管事務の説明を終わらせていただきます

よろしくお願いいたします。

### 三好水・環境課長

水・環境課の所管事務の概要につきまして、着座にて御説明申し上げます。

説明資料89ページをお開きください。

組織でございますが、記載のとおりでございます。

各担当の事務分掌につきましては、90ページに記載のとおりでございます。

91ページから92ページにかけて、予算関係2から6は記載のとおりでございます。

93ページを御覧ください。

当課の重点事業についてでございますが、（1）生活排水対策の総合的な推進としまして、下水道、集落排水施設及び合併処理浄化槽などの汚水処理施設の計画的かつ効率的な整備を推進してまいります。

（2）旧吉野川流域下水道事業につきましては、旧吉野川浄化センターを適正に管理運営するなど、汚水の適切な処理に今後とも取り組んでまいります。

以上で、水・環境課所管事務の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

### 遠藤運輸政策課長

運輸政策課及び港にぎわい振興室の所管事務につきまして、着座にて御説明申し上げます。

95ページをお開きください。

組織につきましては、6担当、29名により事務を行っております。

また、事務分掌につきましては、96ページと97ページに記載のとおりでございます。

次に98ページを御覧ください。

98ページから101ページまで、それぞれ予算関係の資料を付けさせていただいております。

続きまして、102ページを御覧ください。

重点事業について御説明いたします。

（１）クルーズ客船寄港促進事業では、受入態勢を充実・強化し、寄港拡大に向けた戦略的ポートセールスを実施してまいります。

（２）徳島小松島港新規航路開設戦略事業では、コンテナの航路開設に向けた支援を行うとともに、新たな貨物を創出するための施策を進めてまいります。

（３）徳島小松島港沖洲ふ頭整備事業では、大型船舶に対応した防波堤の延伸を行ってまいります。

（４）徳島小松島港津田地区整備事業では、四国横断自動車道津田インターチェンジ（仮称）へのアクセス道となる側道等の整備を進めてまいります。

（５）徳島小松島港沖洲地区（二期）整備事業では、四国横断自動車道などの交通機能用地等の整備を図ってまいります。

（６）橘港公共用地整備事業では、スポーツ・レクリエーション振興を目的とした緑地の整備を進めてまいります。

（７）津田地区活性化整備事業では、企業用地の確保に向けた用地造成等を進めてまいります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

以西次世代交通課長

次世代交通課の概要につきまして、着座にて御説明申し上げます。

資料104ページをお開きください。

組織につきましては、併任、兼務職員を含む、職員総数19名により事務を執行いたしております。

また、担当の事務分掌につきましては、105ページに記載のとおりでございます。

次に、106ページをお開きください。

予算関係についてでございますが、資料2から6に記載のとおりでございます。

続きまして、重点事業についてでございます。

（１）DMV導入促進に関する事業につきましては、車両自体が観光資源となり、阿佐東地域の活性化に大きく寄与する、DMVの導入を促進してまいります。

（２）地域公共交通の維持・充実に関する事業につきましては、持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するため、幹線系統バスやコミュニティバス等の運行や車両更新を支援するとともに、利便性向上や利用促進に資する各種施策を展開してまいります。

（３）航空ネットワークの維持・充実に関する事業につきましては、国際線の就航や国内路線の拡充を図るため、航空機の運航経費等への支援や戦略的なエアポートセールス、プロモーションによる空港を核とした国内外との交流拡大に向けた各種施策を展開してまいります。

以上で、次世代交通課の所管事務につきまして、説明を終わらせていただきます。

よろしく願いします。

木下県土整備政策課長

東部県土整備局の所管業務につきまして、着座にて御説明申し上げます。

説明資料109ページをお開きください。

組織につきましては、このページから113ページにかけて記載のとおりでございます。

事務分掌につきましては、114ページから119ページに記載のとおりでございます。

120ページを御覧ください。

重点事業でございます。

（1）道路・街路事業の推進といたしまして、徳島市内とその周辺部の渋滞対策や地域間交流の促進のため、徳島東環状線等の整備を推進してまいります。

（2）河川・砂防事業等の推進といたしまして、浸水被害の軽減や土砂災害対策のため、園瀬川等の河川改修事業や砂防事業等を推進してまいります。

（3）港湾事業の推進といたしまして、陸海空の結節点となる津田地区の再整備のための活性化事業等を推進してまいります。

以上で、東部県土整備局の説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

#### 北川県土整備部長

続きまして、1点、着座にて御報告させていただきます。

お手元に御配付の資料その1を基に御説明させていただきます。

令和元年度入札・契約制度の改正及び運用の改善についてでございます。

入札・契約制度につきましては、県議会での御論議、徳島県入札監視委員会、入札制度検討部会からの提言を踏まえて改正し、原則、5月1日から適用しております。

1ページを御覧ください。

令和元年度の入札・契約制度改正は、未来を切り拓く「働き方改革」の加速を掲げ、その主なものとして、まず、1の建設産業の健全な発展を目指して、技術と経営に優れた企業を適正に評価するため、（1）土木一式工事の格付制度について、土木一式工事のA等級において格付点数の下限値の見直しを行うとともに、（2）地質調査業者の企業評価基準の技術評価点について、主任地質調査員の対象に、10年以上の実務経験者を追加しております。

また、（3）解体工事の新設に伴う格付基準などの見直しや（4）総合評価落札方式の地域貢献度評価の見直しを行っております。

2ページに移りまして、2の担い手の確保・育成を目指して、就労環境の改善として、技術者の負担を軽減するため、（1）工事関係書類等の適正化ガイドラインを策定・運用することとしたほか、（2）週休2日を仕様とする担い手確保モデル工事を推進するため、発注者指定型対象工事を拡大するとともに、工事成績評定の評価項目を明確化しております。

また、（3）委託業務でのウィークリースタンスの拡大については、全ての測量・地質調査業務において実施してまいります。

3ページに移りまして、生産性の向上として、i-Constructionを推進し、建設現場の生産性の向上を図るため、（1）ICT活用工事を推進するとともに、（2）現場管理等の効率化の推進を図るため、情報共有システムを活用する工事を拡大

し、IoT技術を活用した施工管理を試行するほか、（3）委託業務でWeb会議を試行してまいります。

次に、3の地域を支える建設企業の経営安定を目指し、企業の立場に立った執行の観点から、（1）最低制限価格等の見直し、（2）設計金額の事後公表の見直し、（3）工事発注見通し情報の拡充、（4）現場代理人の兼務要件の緩和などに取り組んでまいります。

報告事項は、以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

岡委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

須見委員

入札制度の改正について、何点かお聞きしたいと思います。

まず、1ページですが、土木一式工事のA等級が現行720点から80点上げられたというのですが、その効果についてと、企業数の変化について教えていただきたいのと、3番目の解体工事の新設に伴いA、B、Cと等級が新設で作られたということですが、それぞれの企業数を教えていただきたいと思います。

神原建設管理課長

土木一式工事の格付制度の見直しについて御質問を頂きました。

土木一式工事のA級の下限值720点を800点に引き上げるということで、今回改正しております。

令和2年度から実施することにしておりまして、今年度A級の220者の下限値が757点ということになっておりまして、これが800点になるということで、43点ほど上がってくるようになりまして、この基準で変わってきますのが約10者となっております。

また、この部分につきましては、今年度の実績等をもって変わってきますので、その影響につきましては、企業努力をいろいろやっていただきまして、A級の皆さんにつきましては、引き続きA級でとどまれるよう頑張ってくださいと考えております。

岡委員長

小休します。（12時20分）

岡委員長

再開します。（12時20分）

喜羽建設管理課振興指導担当室長

解体工事のA級からC級までの今年度の数ですが、A級が14者、B級が25者、C級が

203者ということになっております。

須見委員

A級の解体工事が4,000万円以上となっておりますが、県内でどれぐらいの数が発注されているのでしょうか。

岡委員長

小休します。（12時20分）

岡委員長

再開します。（12時21分）

須見委員

続きまして、2ページの担い手の確保・育成というのは、建設業では非常に喫緊の課題であると考えております。その中で就労環境の改善、また、3ページにあります生産性の向上とも非常に重要な項目となっております。

様々な項目を挙げられておりますが、もう少し具体的に説明を頂けたらと思います。

神原建設管理課長

委員会資料その1の2ページに記載しております、担い手の確保・育成を目指しての就労環境の改善と、資料3ページICT活用工事の推進につきまして、少し具体的にということ御質問を頂きました。

まず資料2ページ、就労環境の改善としまして、今年度4項目、工事関係書類等の適正化ガイドラインの策定・運用、担い手確保モデル工事の拡大、ウィークリースタンスの拡大、建設現場の環境改善としまして、女性目線でのトイレ環境の改善ということでやっております。

まず、工事関係書類等の適正化ガイドラインの策定・運用につきましては、昨年度、業界団体にも参加いただきましたタスクフォースを設置しまして、工事書類を削減するルール等を明確化するための検討を行いました。

この中で受注者が、本来提出不要な書類を作成していることなどが分かり、この検討結果を踏まえまして、書類作成時のルールや策定時の注意事項を改めて分かりやすく解説したガイドラインを作成し、5月から運用しております。

次に、担い手確保モデル工事の拡大でございます。労働者の高齢化が進む建設業界におきまして、将来の担い手確保が重要な課題であることから、若手技術者の入職対策としまして、建設現場における土日休工や施工時期の平準化を進めております。

この中で建設現場の週休2日に取り組む、担い手確保モデル事業につきまして、受注者希望型では原則全ての工事を対象としておりますが、設計金額1億円以上の土木工事を発注者指定型としております。受注者の取組を更に進めていくために、工事成績で適正に評価することとしております。

次に、ウィークリースタンスの拡大であります。委託業務の環境を改善するために1週

間における受注者間相互のルールを定めておまして、水曜日は定時の帰宅を心掛けるウェンズデー・ホーム、月曜日を依頼の期日としないマンデー・ノーピリオド、金曜日に依頼しないフライデー・ノーリクエスト、これらの取組を行いまして、計画的に業務を履行していただけるウィークリースタンス、これを一部でやっておりましたが、災害業務を除く全ての設計、測量、地質業務に拡大することとしております。

次に、快適トイレの拡大でございます。建設現場に女性の参入を図っていくためには、トイレ環境の改善が不可欠であることから、快適トイレの対象をこれまでの設計金額1億円以上から7,000万円以上の工事に拡大しております。さらに、新たな取組としましては、現場従事者に女性が含まれる場合には、女性専用トイレを設置することとしております。

次に、3ページのICT活用工事の推進について御説明させていただきます。

建設産業が働きやすく魅力ある産業とするためには、建設産業の生産性向上が不可欠となっております。

国土交通省では、測量や設計、施工、検査など各プロセスにおきまして、ICTや3Dデータを活用した建設現場の生産性の向上を図ることで、魅力ある建設現場を目指すi-Constructionを推進しております。

本県におきましても、平成29年度以降、ICT活用工事試行要領を策定し、土工と舗装工事におきまして、受注者の希望によりICT活用工事を実施するICT活用工事の普及促進に取り組んでおるところでございます。

このICT活用工事を試行した受注者の皆様からは、作業日数や作業員の大幅な削減、施工性や安全性、品質の向上など、従来の施工方法と比べ様々なメリットがあると頂いております。

また、平成29年度に創設されました、建設現場の施工性向上に優れた取組を国土交通省が表彰するi-Construction大賞では、平成29年度、直轄事業で1者、平成30年度は直轄工事と県工事の2者が受賞しておまして、現在賞を受賞した全国36企業のうち、3者が県内企業ということで、全国的でも先進的な取組を行って頑張っていたいております。

ただ、一方で、ICT施工を希望しなかった受注者の皆様からは、検討したがICTの施工において機械のリース費用の問題とか、ICT活用するに当たり、知識不足や機械への設備投資など、経済的・技術的な課題から早急な推進を心配する声も頂いておるところでございます。

このため、今年度の制度改正によりまして、より多くの企業に取り組んでいただくために、ICT施工技術を活用しやすい環境が必要と考え、試行要領を改正しまして、ICT施工を一部実施した場合におきましても、ICT建設機械を使用しない場合におきましても、費用を県が負担する簡易型を導入したところでございます。

今後とも、建設現場で働くICTの普及・拡大に努めてまいりたいと思っております。

#### 須見委員

最後になりますが、4ページ目の県内企業への発注率についてお伺いしたいと思っております。90パーセント以上を目指すと思いますが、現状は何パーセントぐらいでしょうか。

喜羽建設管理課振興指導担当室長

優先発注につきましては、平成29年度まで結果が出ておりました、県全体の件数ベースでいきますと県内業者が94.1パーセント、金額ベースでいきますと95.2パーセントとなっております。

須見委員

県内企業をしっかりと育てるためには、県内発注するということが非常に大事と思っておりますので、引き続き90パーセント以上を確保できるように、しっかりと支援していただきたい。

また、今回の改正の効果がしっかりと出るように公平で公正な運営をしていただきたいのと、建設業は非常に社会情勢に左右される部分がございます。その部分をしっかりと現場の声を聞いて柔軟に改正をしていただきたい。また、その中で2番目の担い手の確保・育成というのは非常に重要な部分であります。そういった部分、しっかりと県として全力で取り組んでいただけるよう要望いたしまして質疑を終わらせていただきます。

山田委員

昨年度の県土整備委員会の中心的な議論の一つだった、香港季節定期便が議論されました。

結果的に80.8パーセントという数字も出たわけですが、今年の2月の時点では74パーセントだったので上がってよかったという面、なかなか厳しい面と、チャーター便よりも下がっているということで、簡潔で結構ですから、まずどういう状況であるのか、県はどう受け止めているのかを端的にお答えください。

以西次世代交通課長

香港季節定期便についての御質問を頂きました。

香港からの季節定期便につきましては、昨年12月19日から本年3月30日までの間、週2便で就航いたしまして、期間中は7,855名、平均搭乗率80.8パーセントということで、インバウンドをはじめとし、多くの方々に御利用を頂いたところでございます。

我々といたしましては、目標としておりました70パーセントを上回る結果となりまして、今回の実績につきましては、最終的な目標であります通年化という大きな目標に向けて、弾みがついたものと考えているところでございます。

香港の方々には、今回の季節定期便の就航によりまして、徳島について関心を持っていただいたという機会となったわけですが、この機会を逃すことがないように、今後につなげていきたいと思っております。

今後も様々な機会を通じまして、運航の再開、更には通年化につなげていきたいと思っておりますので、引き続き積極的なエアポートセールスを行ってまいりたいと考えております。

山田委員



通年化を目指すというのは当然のことだと思います。しかし、いろいろな壁、隘路<sup>あい</sup>があって、一つは、徳島阿波おどり空港は、訪日誘客支援空港、全国で32ある中の2018年度の成果に関する評価が国土交通省から出されております。残念ながらBという状況なのですが、この受止めと四国のほか3県でどういう状況かということと、分かるのなら、S・A・B・Bマイナス・Cという状況について、分かる範囲でお答えください。

以西次世代交通課長

訪日誘客支援空港の件について御質問を頂きました。

国におきましては、平成29年度に自治体が誘客就航を促進する取組を行う地方空港を訪日誘客支援空港と認定をした上で、総合的な支援措置を講じる制度が設けられたところでございます。

本県の徳島阿波おどり空港でございますが、平成29年度に訪日誘客支援空港に認定をされておりますが、先日、平成30年度の取組状況について、国で懇談会が行われまして、その結果、平成29年度に引き続きB評価という状況になっているところでございます。

昨年度は、キャセイ・ドラゴン航空によります香港季節定期便が就航をいたしました。我々としては平成29年度よりも一歩進んだ形ということで考えておったのですが、平成29年度と同じ評価になってしまったというのは非常に残念に思っているところでございます。

四国のほかの空港についての評価でございますが、松山空港がS評価、高松空港がA評価という状況でございます。

今回公表されました国の懇談会の委員の御意見も参考にしながら、香港との国際線をより確かな線にしていくというようにステップアップができるように、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

岡委員長

山田委員、これは所管委員会の説明ですから、そのことをしっかりと頭に入れた上で発言をしてください。

山田委員

分かりました。

これについては、いずれにしても非常に重要で、去年の県土整備委員会でこのことを議論してきた流れがあるんです。そういう点をしっかりと踏まえた上で私は質問したわけですから、その点をしっかりと答えていただきたいと思っております。

徳島以下のBマイナスが三つしかない状況であり、そこで通年化の見通しということについては非常に厳しい状況になっていると私自身は思います。その点はしっかりと受けとめてやってほしいと思っております。

時間の関係があるので、委員長もああいうふうに言われていると思うので、あと1点だけ。今日の所管事項説明の中でもあったのですが、地域公共交通の在り方の問題で、平成30年9月定例会付託委員会に当時の佐藤次世代交通課長から、徳島県次世代地域公共交通ビジョンについて、来年度は徳島市も入って、2回目も3月に検討会があって、当初も

らった資料からでは、今年の夏にこの次世代地域公共交通ビジョン策定の方向を示せるという見通しがあったわけですが、その状況について御説明いただきたいと思います。

以西次世代交通課長

現在策定をしております、次世代地域公共交通ビジョンのスケジュールについての御質問を頂きました。

次世代地域公共交通ビジョンにつきましては、昨年、策定委員会を設置いたしまして議論を進めているところでございます。

当委員会におきましても昨年9月定例会付託委員会におきまして、骨子の案の御報告をさせていただきました。この次世代地域公共交通ビジョンの案には地域の実状をしっかりと反映するというので、ワーキング部会を設けておりますが、こちらでの議論も深めておりまして、今年6月下旬には3回目の委員会を開催し、議論を深めていきたいと考えているところでございます。

山田委員

第2回が3月に開かれた中で、どういう意見が出たのかということと、取りまとめについて、どういう状況で進展しているのか、何が隘路<sup>あい</sup>になっているのか。それと徳島市が今年度から地域公共交通網形成計画に入ると言われたが、ほかにもないのかということも合わせて答弁いただいて私の質問を終わりますので、丁寧な答弁をお願いします。

以西次世代交通課長

第2回の議論の内容についてでございますが、次世代地域公共交通ビジョンの案につきましてはモーダルミックスの推進につきまして、例えばでございますが、幹線バス全てが徳島駅に乗り入れが必要であるのかといった点や、交通の結節点として乗り継ぎの拠点はどこにするのか、更にその拠点にすべき施設はどういったものかといった議論をいただいているところでございます。

今後も地域の実状をしっかりと反映するために策定委員会でありますとか、ワーキング部会での議論や検討を進めてまいりたいと思っております。

地域公共交通網形成計画の策定に向けた取組状況についての御質問でございますが、現在、平成28年度には小松島市、つるぎ町、それから平成30年度には阿波市が策定をされておりまして、今年度徳島市において策定がなされる予定と聞いておりまして、それ以外の所については特に聞いているわけではございません。

岡委員長

緊急性を要することで、1点だけお聞きをしたいと思います。

本日の徳島新聞第1面ですが、徳島市が新ホールの整備に94億5,000万円と算出したという記事が載っておりました。

このことについては、私も昨年2月議会等で、この県土整備委員会ではないですが、県の土地も入っているので慎重にしっかりと物事を考えていくようにという発言をいたしました。

今回、この新聞記事で出ているだけなんで正直どうなっていくのか分からないのですが、徳島市議会の6月定例会に4年間の債務負担行為として94億5,000万円を計上するというような記事が載っております。

徳島市も予算計上をするのですから、当然、県の土地であったり、JRの土地であったりとか話をした上で、このような形でおっしゃっているのですが、県の土地がありますよね、今の文化センターの所に。この相談には来られたということは以前聞いたと思うのですが、今どのような状況になっておるのかということをお説明いただきたいと思えます。

#### 森都市計画課長

文化センターの跡地のことについて、御質問を頂きました。

どのような状況かということでございますので、状況を御説明させていただきます。

文化センターの跡地につきましては、平成30年10月より徳島市から協議を受けておまして、現在、文化センターの土地につきましては、県と市が所有しているということで、土地の境界につきまして徳島市から隣接の所有者でございますJR、国土交通省、県へ境界立会の依頼がなされているところでございます。

跡地につきましては、建物の基礎及び杭が残されているというところで、跡地の整理が必要になるということから、それらの残存物の撤去、それから境界確定及び地積更正の状況を踏まえた上で、総合的に判断する必要があると考えておりますので、今後とも徳島市と協議を続けてまいりたいと考えております。

#### 岡委員長

ということは境界確定もできてなければ、跡地の整理もできてないと。取りあえずそれができた上で、どのような形にするのか。今までは無償で数十年貸しておったということですが、ここは県の土地と言いながら県民の財産なんです。

県の土地ということは、それを無償で貸していたのを、例えば貸すとなったら有償にするのか無償にするのか。何十年も貸し続けることになりますので、その辺のこともしっかりと議論をしなければならないと思えます。

もう一度確認をしますが、この新聞が正しいのであれば、徳島市議会の6月定例会に提出すると、それまでに境界確定ができて、跡地の整理が付いて、貸出しをするというスケジュールで物事が進むということがあるのかなのかということをお聞きしたいと思えます。

#### 森都市計画課長

スケジュールについて御質問を頂きました。

先ほど申し上げた、県へも境界立会の依頼がなされているというところで、これから境界立会の作業に移るというところでございまして、最終的にその境界確定がいつできるかということについては、これからの作業の進み具合によると考えております。

#### 岡委員長

まだ話合いもできてもないのに、このような新聞報道を勝手に出してですよ、県でないんですよ、徳島市がね。こんないい加減なことをするような所とまともな話合いができるのかということ、確か11月定例会と2月定例会にも申し上げましたが、勝手に新聞なり何なり、報道に載せてしまったら、あとは言うことを聞かざるを得んのだらうと思っているような対応としか私は思えません。これは許し難い。

以前、とくしまLED・デジタルアートフェスティバルのときも同じような形でしたが、記者会見で県と市とが折半して8,000万円ずつ出すと、あの時もその後、予算が出てきました。御存じの方も、御存じない方もいらっしゃると思いますが、こんなものにいちいち県が引きずられるように付いていかないかんのかということを考えていただきたいのと、これはただ、県の土地を貸すか貸さないかの問題ではないです。徳島県の文化芸術であったり、そういうものにも大きな影響を及ぼす、しかもこれは徳島市の税金ですが、市民県民の100億円近い金を使ってやっていく非常に重要な事業です。

県土整備委員会だけで議論できるような議論でも私はないと思っています。文化芸術振興のことにに関して、どのように進めていくのかということも含めて、非常に大きな問題であると思いますので、協議はされたら結構ですが、軽々に答えを出さないようにしっかりと全体像を見極めながら、どのような判断をしていくのかということ、慎重にやっていただきたいということを強く要望させていただきたいと思います。

正直申し上げて、このような記事が今日出るということは、担当課の方は知っておられたんですか。

森都市計画課長

この新聞記事についての情報でございますが、今日の記事を初めて見たという状況でございます。

岡委員長

これは、人の土地がある所に勝手に家を建てますわというのと一緒ですよ。後で話して、もう言うてしまったから頼むわって、こんなやり方が通るのだったら、何でもいいということですよ。県の行政に関しても、これをやるんですと先に発表したら何もかも、後から予算も全部何もかも認めないかんのかということになりますよ。

まずは信頼関係の構築もしないといけないでしょうし、物事の進め方が余りにもずさん過ぎるので、しっかりと議論を重ねて、また議会でも様々な御意見を持たれている方はたくさんいらっしゃると思いますので、その辺も聴取しながら慎重に事を運んでいただきますように、軽々に答えを出さないように。できたら進行具合に関しては逐一報告を頂きたいということを強く要望して終わりたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県土整備部関係の調査を終わります。

次に、委員会視察についてであります。

県内視察については、前期視察を9月定例会までに、後期視察を9月定例会終了後、2

月定例会までに、県外視察については、6月定例会閉会后、議会運営委員会の県外視察終了後に実施することとし、日程や調査すべきテーマ、視察箇所等につきましては、皆様の御提案も頂き、私のほうで案を作り、お示ししたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（12時48分）